

(2) 用語の定義

通勤災害の取扱いについては「勤務のため」及び「住居」等の言葉が用いられていますが、これらはそれぞれ次のように定義づけられています。

① 勤務のため

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる往復行為をいうものであり、当該往復行為が、全体としてみて、勤務と密接な関連性をもって行われるものをいい、具体例は次のとおりです。

ア 「勤務のため」と認められる場合

- 通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合
- 交通途絶、スト等の交通事情により許可を受けて引き返す場合
- レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合
- 次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を往復する場合
- 遅刻して出勤し又は早退する場合（短時間の休憩時間や勤務時間中に私用で帰るのは、勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。）

イ 「勤務のため」と認められない場合

- 出勤途中で自己の都合により引き返す場合
- 休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を往復する場合
- 親睦会主催、任意参加の遠足等に参加する場合
- 勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合

② 住居

「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいい、具体例は次のとおりです。

ア 「住居」と認められるもの

- 家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点
- 単身赴任者がいわゆる毎月継続的週末帰宅型の通勤をしている場合の家族の住む自宅については、往復に一般的な通勤手段が用いられており、かつ、距離的、時間的にみて通勤可能な範囲内にあること、住居を2か所に置かなければならない合理的理由があること、週末帰宅型の通勤がほぼ毎月継続的に行われていることの要件をすべて満たした場合に限る。
- 通常勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤にそなえて設けた宿泊場所
- 交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等
- 家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院
- 台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所

イ 「住居」と認められないもの

- 地方出身者の一時的帰省先
- 単身赴任者が月末のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居
- 家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

③ 勤務場所

「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいうもので、この場合、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先などもこれに該当するものであり、具体例は次のとおりです。

ア 「勤務場所」と認められる場所

- 通常の勤務提供の場所
- レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所
- 研修会場
- 健康診断が行われる場所

イ 「勤務場所」と認められない場所

- 同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

④ 合理的な経路及び方法

「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいい、具体例は次のとおりです。

ア 「合理的な経路」と認められる経路

(ア) 経路の合理的解釈によるもの

- 定期券による経路
- 通勤届による経路
- 定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路

(イ) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為

- 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路
- 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路
- 座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路
- 誤って1～2駅乗り越して戻る経路
- 乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路
- 通常の経路を少し離れた場所にある便所へ行く経路
- 自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路
- 自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路

(ウ) その他

- 共稼ぎの職員が子供を託児所に連れていく経路

イ 「合理的な経路」と認められない経路

- 鉄道線路、高速道路を歩行する場合の経路
- 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

ウ 「合理的な方法」と認められる場合

- 電車、バス等公共交通機関を利用する場合
- 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合
- 徒歩による場合

- 通常、バスを利用している者が
 - ・勤務終了後の私用のため、自家用車を利用して出勤する場合
 - ・遅刻状況にあるため勤務時間に間に合うようタクシーを利用した場合
 - ・雨天のため、妻に自家用車で送らせた場合

エ 「合理的な方法」と認められない場合

- 免許証を有しない無資格者が自動車を運転する行為
- 無資格者が運転する自動車を利用する場合
- 泥酔運転又はそれを知りながら同乗する場合

⑤ 逸脱・中断

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。したがって、通勤の途中で観劇などをする場合は、逸脱又は中断に該当し、当該逸脱又は中断後は勤務のための通勤とはみなされませんが、経路上の店で、タバコ、雑誌などを購入する場合やその他通勤に伴う合理的必要行為は、逸脱又は中断には該当しません。

なお、逸脱・中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはみなされない具体例として次のような場合があります。

- 通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等での飲食等をする場合
- 観劇等のため回り道をする場合
- 同僚の送別会に行く場合
- 冠婚葬祭に行く場合

⑥ 日用品の購入

「日用品の購入」とは、飲食料品、衣料品、家庭用燃料品・薬品など、職員又はその家庭が日常生活の用に充てるものであって、日常しばしば購入するものをいいますが、装飾品、テレビ、冷蔵庫等の耐久消費財、スポーツ用品の購入などはこれに該当しません。

また、その他これに準ずる行為として、家庭生活上必要な行為であり、日常行われ、所要時間も短時間であるなど日用品の購入と同程度に評価できる具体例として次のような場合があります。

- 独身職員が通勤途中で食事をする場合
- クリーニング店に立ち寄る場合
- 理髪店、美容院に行く場合
- テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合
- 税金、高熱水費を支払いにいく場合
- 市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合